

社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）という。

(事 務 所)

第 2 条 協会は、事務所を神戸市中央区北長狭通 5 丁目 5 番 26 号に置く。

(目 的)

第 3 条 協会は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の品位の保持及び資質の向上をはかるための指導及び連絡
- (2) 宅地建物取引業務の進歩改善に関する調査及び研究
- (3) 宅地建物取引業務に関する講習会、講演会等の開催及びその他の方法による指導並びに啓発
- (4) 協会の事業に必要な出版物の刊行
- (5) 関係行政機関その他関係諸団体との緊密な連絡及び協力
- (6) 不動産流通機構の整備及び近代化に必要な事業
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員 の 種 別 及 び 資 格)

第 5 条 協会の会員は、正会員、準会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。

2 . 正会員は、兵庫県内に事務所を有し、宅地建物取引業法による免許を受けた宅地建物取引業者とする。

3 . 準会員は、協会の正会員又は他の社団法人宅地建物取引業協会の会員が、兵庫県内に設置した従たる事務所の代表者とする。

(入会)

第 6 条 協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に入会金を添え所属の支部を経て申込み、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費の納入)

第 7 条 会員は、入会金及び会費を納めなければならない。

(入会金及び会費の決定)

第 8 条 入会金及び会費は、総会において別に定める。

(入会金等の不返還)

第 9 条 会員は、協会に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

(会費の滞納)

第 10 条 会員が、会費を 3 箇月滞納したときは、理事会の決議により、会員の権利を一時停止することができる。

2 . 会費を 6 箇月以上滞納した者は、会員の資格を失う。

(退会)

第 11 条 会員は、次の場合には退会したものとみなす。

- (1) 第 5 条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 文書で退会の届出をしたとき。
- (3) 死亡又は解散したとき。

(会員権の停止及び除名)

第 12 条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、理事会出席理事の 3 分の 2 以上の決議により会員権を停止し、総会の決議によりこれを除名することができる。ただし、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協会の名誉を毀損したとき。
 - (2) 協会の目的に反した行動をしたとき。
- 2 . 会員を会員権停止、又は除名したときは、会長は、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び数)

第 13 条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名以上 3 名以内
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 常任理事 7 名以上 13 名以内
- (5) 理 事 60 名以上 80 名以内（会長、副会長、専務理事及び常任理事を含む。）
- (6) 監 事 1 名以上 4 名以内

（ 役員 の 選 任 ）

第 14 条 理事は、総会において正会員のうちから選任する。

2 . 監事は、総会において選任する。

3 . 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会において定める。

（ 役員 の 任 期 ）

第 15 条 役員 の 任 期 は 2 年 と する 。 た だ し 、 補 欠 の 役 員 の 任 期 は 、 前 任 者 の 残 任 期 間 と する 。

2 . 役員は、任期終了後も後任者の就任まで、引き続きその職務を行う。

（ 理事 及 び 監 事 の 補 欠 選 任 ）

第 16 条 理事に欠員を生じたときは、理事会において補欠選任を行う。

2 . 監事に欠員を生じたときは、第 14 条の規定にしたがい補欠選任を行う。

（ 役員 の 退 任 ）

第 17 条 役員は、次に掲げる場合には退任したものとみなす。

(1) 退任申出書を提出し、これが理事会で承認されたとき。

(2) 協会 の 名 誉 を 毀 損 、 又 は そ の 他 役 員 と し て 適 当 で な い と 認 め ら れ る 事 由 により、総会において解任の決議があったとき。

(3) 死亡したとき。

（ 役員 の 職 務 及 び 権 限 ）

第 18 条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 . 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が示した順序により、会長の職務を代行する。

3 . 専務理事及び常任理事は、会長の指示を受け、会務を掌理する。

4 . 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

5 . 監事は、民法第 59 条に規定されている職務を行うとともに、協会の会議に出席して意見を述べることができる。

（ 名 誉 会 長 、 顧 問 、 常 任 相 談 役 、 相 談 役 ）

第 19 条 協会に名誉会長、顧問、常任相談役及び相談役を置くことができる。

2. 名誉会長、顧問、常任相談役及び相談役は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 常任相談役は、協会の会議に出席して会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
4. 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じる。
5. 名誉会長、顧問、常任相談役及び相談役の委嘱期間は、これを委嘱した会長の任期にしたがう。

第4章 会 議

(会議の種類)

第20条 会議は、総会及び理事会の2種とする。

(会議の構成)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回事業年度終了の日から2箇月以内に開催し、臨時総会は、理事会が開催の必要を認めたとき、若しくは正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき、又は民法第59条の規定に基づいて監事が必要と認めたときに開催する。

2. 理事会は、必要に応じ随時開催する。ただし、理事総数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催請求があったときは、直ちに開催しなければならない。

(会議の招集)

第23条 会議は、会長が招集する。ただし、総会は、民法第59条の規定に基づき、監事が招集することができる。

2. 会議の招集は、会議の日時、場所及び付議事項を示して、開催の5日前までに文書で通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

第24条 次の事項については、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告及び事業計画の承認
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 入会金及び会費の決定
- (5) 理事及び監事の選任並びに役員解任

- (6) 会員の除名
 - (7) 解散
 - (8) その他協会の運営上特に重要な事項
2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 事業の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 関係団体役員を選出
 - (4) 総会の決議により委任された事項
 - (5) その他会務運営上必要な事項

(会議の議決権)

第 25 条 会議の構成員は、平等の議決権を有する。

2. 会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面によるか、又は他の構成員を代理人として議決権を行使することができる。

(会議の議事)

第 26 条 会議の議長は、会長がこれに当たり、又は会長がこれを選任する。

2. 総会は、正会員の 5 分の 1 以上の出席がなければ議事を開くことができない。この場合において、前条第 2 項の適用については、これを出席したものとみなす。
3. 理事会は理事の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。この場合において、前条第 2 項の適用については、これを出席したものとみなす。
4. 会議の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の議事録)

第 27 条 議長は、会議の議事録を作成し、議長及び出席者 2 名以上が署名捺印する。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 28 条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 30 条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 31 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算の承認)

第 32 条 会長は、毎年事業年度開始前に、次に掲げる書類を作成し、理事会の決議を経て、総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(決算の承認)

第 33 条 会長は、毎会計年度の終了後、次に掲げる書類を作成し、理事会の決議を経て、監事の監査を受け、総会に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 財産目録

2 . 監事は、前項の監査の結果を、総会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第 34 条 緊急に予算を補正する必要があるときは、理事会において決定することができる。この場合においては、次期の総会において、承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第 35 条 第 32 条の規定にかかわらず、新年度開始前に予算が成立しないときは、当該年度の予算が成立するまでの間、前年度の予算を基準として、理事会において定める暫定予算を執行することができる。

2 . 前項の暫定予算に基づく収入及び支出は、当該年度の予算に基づく収入及び支出とみなす。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 36 条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

2 . 事務局に必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

第 7 章 支部及び支部機関

(支部)

第 37 条 協会は、必要な地区に支部を置く。

(支部の設立、解散等)

第 38 条 支部の設立、併合、分離、解散についてはすべて理事会の承認を得なければならない。

(支部機関)

第 39 条 支部に支部長その他の役員を置く。

2 . 支部規則は、理事会において定める。

3 . 支部の役員の選出その他支部の業務の運営について必要な事項は、支部において定める。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総正会員の 5 分の 1 以上が出席した総会において、出席正会員の 4 分の 3 以上の同意を得、兵庫県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 41 条 協会が総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の 3 分の 2 以上が出席した総会において、出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

2 . 解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経、兵庫県知事の認可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(運営規定)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、協会の業務を運営するために必要な

事項は、理事会の決議を経て定める。

付 則

- 1 . この定款は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 . この改正定款施行の際の役員は、この改正定款による役員とみなす。ただし、その任期は、改正前の定款で定められた期間とする。
- 3 . 前項に規定するもののほか、この改正定款の施行前に改正前の定款によりなされた手続きは、それぞれこの改正定款の相当規定によりなされた手続きとみなす。また、期間の定めある規定の始期は、改正前の定款による始期をこの改正定款による始期とみなす。

昭和59年7月9日 一部改正認可

昭和62年7月31日 一部改正認可（第15条第1項の改正）

- 1 . 昭和63年度の役員改選時より施行

平成4年10月6日 一部改正認可（第2条の改正）

平成10年8月12日 一部改正認可（第13、14条の改正）

平成11年8月10日 一部改正認可（第15条の改正）